

嬉野市地域公共交通計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、現計画である「嬉野市地域公共交通計画」の計画期間満了に伴い、新たに計画を策定するための業務である。「嬉野市地域公共交通計画策定業務委託」の受託事業者を公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、計画策定に向けた業務を行う事業者を選定することを目的とする。

なお、本業務は、嬉野市地域公共交通活性化協議会を発注者として実施するものであり、嬉野市は同協議会の事務局として、本業務に係る事務を行うものとする。

2. 業務の概要

- | | |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)業務名 | 嬉野市地域公共交通計画策定業務委託 |
| (2)実施主体 | 嬉野市地域公共交通活性化協議会（事務局：嬉野市） |
| (3)主な業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (4)委託期間 | 契約締結日から令和9年3月26日まで
※令和9年1月上旬：計画素案作成、令和9年2月：パブリックコメントの実施、令和9年3月：書面決議後、計画公表 |
| (5)委託上限額 | 10,296,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
※人流データ等のモビリティデータの取得費用については、本業務に含めて見積金額に計上するものとする。
※発注者が別途契約により取得し、受託者へ提供する場合がある。
この場合、当該費用については契約締結時の協議により調整するものとする。 |

3. 参加資格要件

提案者は、参加表明書の提出時点において次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないもの。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされていないもの。
- (3)参加表明書の提出期限までに官公庁から指名停止措置を受けていないもの。
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の規定及び、嬉野市暴力団排除条例(平成24年嬉野市条例第2号)第2条第4号の規定に該当しないもの。
- (5)国税及び地方税の滞納がないもの。
- (6)令和3年度から令和7年度までの過去5年間において、本業務に関連する計画策定業務、又は公共交通に関する自治体への政策支援、計画推進支援等の業務実績を有するもの。

4. 契約締結までの全体スケジュール

内 容	日程・期限
公募開始	令和 8 年 3 月 26 日(木)
質問書の提出期限	令和 8 年 4 月 2 日(木)午後 5 時 00 分必着
質問書への回答	令和 8 年 4 月 9 日(木)午後 5 時 00 分までに回答予定
参加表明書提出期限	令和 8 年 4 月 14 日(火)午後 5 時 00 分必着
企画提案書提出期限	令和 8 年 4 月 22 日(水)午後 5 時 00 分必着
審査(プレゼンテーション)	令和 8 年 4 月 28 日(火)※詳細は別途通知する。
審査結果通知	令和 8 年 5 月 8 日(金)
審査結果の公表	令和 8 年 5 月 13 日(水)
契約	令和 8 年 5 月 15 日(金)

5. 募集方法

本要領及び必要書類等を市ホームページに掲載する。

6. 参加手続き等

参加を表明する者は、参加表明書とともに以下の添付書類を提出し、参加資格審査を受けるものとする。

(1) 参加表明書及び添付書類(以下「参加表明書類」という。)の構成

- ア 参加表明書(様式第1号)
- イ 会社概要(最新のもの。パンフレット等の使用も可。)
- ウ 直近年度の決算書
- エ 業務実績一覧(任意様式)

※令和 3 年度から令和 7 年度までの過去 5 年間の業務実績のうち、本業務と類似又は関連する業務を対象とする。業務実績一覧には「発注機関名」「業務名」「契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)」 「業務の概要」を記載すること。

- オ 納税証明書の写し(参加表明書提出の前 3 か月以内に発行された証明書で、国税、参加表明する者の所在地における都道府県税又は都税及び市町村民税又は特別区税の未納がないことを示すもの。)
- カ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し(参加表明書提出の前 3 か月以内に発行された証明書)

(2) 参加表明書類の提出

参加表明書類1部を以下のとおり持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、(1)の添付書類一式を綴り込み、表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。

- ア 受付期間:令和 8 年 3 月 26 日(木)から令和 8 年 4 月 14 日(火)までとする。持参の場合は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限内必着とする。

イ 提出先:

(令和 8 年 3 月 31 日まで)

嬉野市役所 **嬉野庁舎 2 階** 建設部 新幹線・まちづくり課

(令和 8 年 4 月 1 日以降)

嬉野市役所 **塩田庁舎 2 階** 政策部 企画政策課

※機構改革による担当課変更に伴い庁舎が異なりますのでご注意ください。

(3) 提案書等の提出

提案書等の提出については、以下のとおりとする。なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに「辞退届」(任意様式)を提出すること。

ア 提出書類:企画提案書(様式第2号)・・・1部

・見積書(任意様式、消費税及び地方消費税を含む。)・・・1部

・提案事項(任意様式)・・・7部

・配置予定者(任意様式)・・・7部

・業務工程表(任意様式)・・・7部

イ 提出期限: 令和 8 年 4 月 22 日(水)午後 5 時まで

ウ 受付場所: 嬉野市役所 塩田庁舎 2 階 政策部 企画政策課

エ 提出方法: 持参又は郵送とする。持参の場合は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。

オ 備考: 提案事項は A4 版 30 ページ以内(表紙、目次を除く)とし、両面印刷可とする。
なお、本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。

7. 質問回答

(1) 質疑の受付

ア 受付期間: 令和 8 年 4 月 2 日(木)午後5時まで

イ 質問の方法

本業務について質問のある者は、末尾に記載する問合せ先の電子メールアドレス宛に送信すること。送信に当たっては、表題を「嬉野市地域公共交通計画策定業務についての質問」とすること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質問受付の終了時刻に関しては受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は市が行うものとする。

(2) 質疑に対する回答

ア 回答予定日: 令和 8 年 4 月 9 日(木)午後 5 時までを予定

イ 回答方法

質問回答は市ホームページに掲載し、個別回答は行わない。

なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

8. 最優秀提案者の選定方法等

(1) 審査方法

提案書の内容等について明瞭化のため、市が設置する選定審査委員会において、提出書類に基づいてプレゼンテーション審査を実施し、最優秀提案者及び次点者を選定する。

(2) 評価基準等について

以下のとおり、評価基準及び配点を定める。

評価項目		評価事項	配点
1業務実績及び 工程・業務体制の評価		① 計画策定業務又は公共交通施策に関する自治体支援業務（計画推進支援、政策支援等）の同種・類似業務の実績を有し、本業務を遂行するに足る知見及び経験を有しているか。	25
		② 開始及び終了時期が明確で、無理のない工程計画が提案されているか。	25
		③ 責任者及び役割分担が具体的に示され、工程計画に沿って業務を確実に遂行できる体制が構築されているか。	25
		小計	75
2企画提案 内容に関 する評価	業務内容の 理解	④ 上位計画・関連計画の分析及び本市の地域特性や公共交通の現状・課題を十分に理解しているか。	75
		⑤ 提案内容が、本市が目指す地域公共交通計画の方向性に沿ったものとなっているか。	50
	実施方法	⑥ 各種調査手法が具体的に示され、計画策定に必要な情報を的確に把握・整理できる内容となっているか。	50
		⑦ 調査結果の分析手法が具体的に示され、計画策定に必要な客観的指標を適切に設定できる内容となっているか。	75
	施策・ 将来性	⑧ 計画期間内に各種施策の実現が可能であるか	50
		⑨ 市の地域特性や公共交通の現状・課題を踏まえ、数値目標及び事業手法が具体的に示されるとともに、財政負担の将来見通しを踏まえた持続可能性を確保した実行可能な施策を盛り込んだ計画が提案されているか。 ※以下評価の視点 ア 数値目標の妥当性 イ 事業手法の具体性 ウ 費用対効果の妥当性及び算出根拠の明確性 エ 実施主体及び役割分担の明確性	100
	小計	400	
3見積金額の妥当性	⑩ 見積金額が妥当であるか。 ※(提案者の最低見積額÷当該提案者の見積額)×(配点)	25	
	小計	25	
合計			500

(3)最優秀提案者の選定方法

- ① 前項の(2)に基づいて採点を行い、失格者を除いた者のうち、最高得点を得た者を最優秀提案者として選定するものとする。
- ② 最高得点を得た者が複数となった場合は、以下(次項)の基準により最優秀提案者を選定するものとする。
 - イ)評価項目「2企画提案内容に関する評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案事業者とする。
 - ロ)イ)の最高得点を得た者が複数となった場合は、「3見積金額の評価」の小計得点の最高得点を得た者を最優秀提案者とする。
 - ハ)ロ)の最高得点を得た者が複数となった場合は、「1業務実績の評価」の小計得点の最高得点を得た者を最優秀提案者とする。
 - ニ)ハ)の最高得点を得た者が複数となった場合は、抽選により最優秀提案者を選定するものとする。
- ③ 参加者が1者のみの場合でも、審査を実施する。
- ④ ①、②にかかわらず、総合得点の6割未満の得点の場合は、最優秀提案者として選定しない。

(4)その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ② 契約の履行が困難と認められた場合
- ③ 提案者が審査委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 見積額が委託上限額を超過している場合
- ⑤ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

9. 審査(プレゼンテーション)の実施

(1)実施日

令和8年4月28日(火)を予定 ※詳細な日時・場所については、別途通知する。

(2)出席者

配置予定者を含めた3名以内とする。

(3)プレゼンテーションに要する時間

1者につき、30分(説明20分、質疑応答10分)程度とする。ただし、提案者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

(4)プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは提出された提案書の内容の範囲内で行うものとし、新たな提案内容の追加は認めない。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

また、プレゼンテーション及び質疑は、提出された提案書の内容を補足し理解を深めるために実施するものであり、評価は原則として提案書の記載内容に基づき行うものとする。

(5)プレゼンテーションに要する機材

パソコン、プロジェクタ及びスクリーンは市が準備する。

ただし、パソコンについては、提案者の持ち込みも可とする。

10. 審査結果の通知・公表

最優秀提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。また、最優秀提案者と次点者のみ市ホームページで公表する。

なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受け付けない。

11. 契約手続等

(1)選定された最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に、地方自治法第 234 条に定める随意契約の方法により契約を締結する。

(2)選定された提案者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、辞退届の様式は問わない。

(3)最優秀提案者と契約を締結しなかった場合は、次点者と協議会で委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に、地方自治法第 234 条に定める随意契約の方法により契約を締結する。

12. その他

(1)費用負担

本実施要領に基づく全ての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2)提示資料の取扱い

市から提示する資料等について、提案書作成に係る検討以外の目的での使用は、厳禁とする。

(3)著作権

提案参加者が提出した提案書類の著作権は、提案参加者に帰属する。ただし、市が公募型プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

なお、提案参加者が提出した提案書類の返却は行わない。

(4)その他

本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、市が別に定める。

(5)その他

本業務は国の補助事業の活用を予定しているため、補助金の交付決定の状況等により、業務内容、委託金額又は契約時期等を変更する場合がある。

【問合せ先及び書類提出先】

(令和8年3月31日まで)

嬉野市 建設部 新幹線・まちづくり課(担当:岸川)

〒843-0392 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地

TEL: 0954-27-7020

FAX: 0954-27-7077

電子メール : machizukuri@city.ureshino.lg.jp

(令和8年4月1日以降)

嬉野市 政策部 企画政策課(担当:岸川)

〒849-1492 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地

TEL: 0954-66-9117

FAX: 0954-66-3119

電子メール : kikaku@city.ureshino.lg.jp

※令和8年4月1日から機構改革のため担当課が変更となります。担当課変更に伴い、庁舎が異なりますのでご注意ください。

※令和8年3月31日以前に旧課宛てに送付された書類は有効とします。